

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「グローバルな市場で選ばれる電解銅箔メーカーとして、永続的な発展を目指します。」を経営理念に掲げ、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築し、株主をはじめとした多くのステークホルダーの皆様の立場に立ち、持続的成長と企業価値の向上に努めていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当社グループは、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の強化充実を経営上の最重要課題の一つに位置付け、経営の意思決定、業務執行体制の確立を重視する等、経営責任を明確化し、経営の効率化と透明性の確保に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則全てを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
テックス・テクノロジー株式会社	1,886,900	20.85
楽天証券株式会社	204,300	2.25
徳岡工業株式会社	72,000	0.79
春名 啓	69,200	0.76
植田 孝	60,000	0.66
一戸 隆文	60,000	0.66
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	57,852	0.63
野村證券株式会社	57,474	0.63
JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC PLCEQ CO	54,000	0.59
久野 利明	42,300	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山川 真紀子	他の会社の出身者													
片山 典之	弁護士													
二島 英郎	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 真紀子				山川真紀子氏は、事業会社にて、内部監査部長、常勤監査役として海外子会社の監査を含む監査に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見は米国子会社の適切な運営、管理監督に有意義なものとなるばかりでなく、当社のコーポレートガバナンスの向上に資するものと期待しております。また、同氏は独立性の判断基準を満たしており、客観的かつ独立した公正な立場から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立社外取締役役に選任しております。
片山 典之				片山典之氏は、弁護士として、また事業会社の監査役として豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた経営に関する経験や知識等に基づく適切な助言・提言を頂けることを期待しております。また、同氏は独立性の判断基準を満たしており、客観的かつ独立した公正な立場から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立社外取締役役に選任しております。
二島 英郎				二島英郎氏は、金融機関や上場企業など多くの企業の社外取締役や監査役等を歴任しており、経理・財務及び金融に関する広く深い知見を有しております。その豊富な経験と知見により、社外の客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たして頂けるばかりでなく、多くの経営課題を有する当社にとり多角的な視点から適切なアドバイスを頂けるものと期待しております。また、同氏は独立性の判断基準を満たしており、客観的かつ独立した公正な立場から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立社外取締役役に選任しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人を、監査等委員会スタッフとして従事させます。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事については、常勤監査等委員の同意を要することとし、業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会が発する指示の実効性を確保します。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び会計監査人との間では、相互の監査計画の交換及びその説明・報告(三様監査会議)の実施、定期的面談の実施による監査環境等当社グループ固有の問題点の情報共有、棚卸及び各部門等監査の立会等を連携して行い監査の質的向上を図っております。また監査等委員会と内部監査室の間では、相互の監査計画の交換及びその説明・報告(三様監査会議)の実施、業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の情報共有、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等を連携して行い監査の質的向上を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

## 補足説明

当社は2022年2月に、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る目的として、指名・報酬委員会を設置いたしました。

指名・報酬委員会は指名委員会および報酬委員会双方の機能を担い、取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立の社外取締役とし、委員長は取締役会決議により委員の中から選定されます。

当年度は、計2回開催され、全委員がそのすべてに出席しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、主に下記の事項を審議し、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役の選任及び解任に関する事項
- (2) 代表取締役の選定及び解職に関する事項
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する事項
- (4) 重要な子会社の代表取締役候補者案及びその報酬等に関する事項
- (5) その他取締役の指名及び報酬等に関し取締役会が必要と認めた事項

## 【独立役員関係】

独立役員の数

3名

## その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

報告日時点において、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上となる取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行なっていません。取締役(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員である取締役の区分を設け、各区分の報酬の総額及び対象となる役員の員数等を事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬は「基本報酬(月例の固定報酬)」及び「賞与」(非業務執行取締役を除く。)の金銭報酬により構成されております。監査等委員を除く取締役の基本報酬は、会社業績及び「役員報酬取扱規則」に基づき代表取締役社長CEO 中島英雅が原案を作成し、過半数が独立社外取締役で構成された「指名・報酬委員会」への諮問・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。ただし、取締役会が、各取締役の業務遂行状況等を把握した代表取締役が、各取締役の報酬額の決定を行うことが適切であると判断し代表取締役社長に一任したときは、代表取締役社長CEO 中島英雅が決定しております。また、非業務執行取締役を除いた取締役に支給する賞与は、代表取締役社長CEO 中島英雅が「役員報酬取扱規則」に基づき、会社の業績に応じて原案を作成し、「指名・報酬委員会」への諮問・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。ただし、取締役会が、各取締役の会社業績への貢献度等を把握した代表取締役が、各取締役の賞与額の決定を行うことが適切であると判断し一任したときは、代表取締役社長CEO 中島英雅が決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において承認を受けた報酬の範囲内で、会社法及び「役員報酬取扱規則」に基づき監査等委員全員の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートするための専任の担当者は配置しておりませんが、取締役会及び監査等委員会の事務局たる管理部門より、取締役会資料及び監査等委員会資料を事前に送付し、社外取締役が内容を検討する時間を確保するとともに、必要に応じ個別議案の内容等につき事前説明、補足説明を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (a) 取締役会

取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び監査等委員である取締役3名の計5名で構成される取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。取締役会は原則毎月1回開催の定時取締役会に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。

### (b) 執行役員

事業環境の変化を的確に捉え、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、迅速な業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入して

おり、現在、2名の執行役員がその職務を担っております。

(c) 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立の社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、原則として年3回開催するほか、必要に応じて随時開催することとしております。

(d) 部長会議・戦略会議・業績審議会

取締役に付議すべき事項や取締役会の意思決定に基づく課題、事業戦略及び業績等の全般的な業務執行に関する経営上の重要な事項の協議を行うことを目的として、代表取締役社長の諮問機関として、業務執行取締役の全員、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及び各部門長で構成する「部長会議」「戦略会議」「業績審議会」を設置しております。部長会議は、原則として毎月2回、それ以外の会議体は毎月1回、定例の会合を開催するほか、重要案件が発生した場合には随時、臨時の会議を開催しております。

(e) リスク管理委員会

代表取締役社長をリスク管理委員長とし、各部門長を実施責任者として構成するリスク管理委員会を設置しております。同委員会では、適正なリスク管理体制の構築によるリスク事象の発生を未然に防止すること、危機発生時の損失を最小化することを目的として、定期的にリスク事象の状況報告を受け、常時リスクを把握するとともにリスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとに開催しており、検討を要する案件が発生した場合には、必要に応じ、臨時の委員会を開催しております。

(f) 監査等委員会

監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成し、原則として毎月1回定例の会合を開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員及び社員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(g) 内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、専任担当者1名を配置し、内部監査業務のほか、内部統制全般に関する業務、リスクマネジメント及び企業倫理に関する業務も取扱っております。内部監査室長は、監査方針・目的、監査事項、被監査部門及び監査時期・方法等を記載した年間の監査計画書を策定し、代表取締役社長の承認に基づき内部監査を実施しております。なお計画に基づく監査以外に、社長の指示による特別監査があります。監査結果は、監査結果報告書を作成して代表取締役社長に報告するとともに、改善指摘事項等がある場合には被監査部門に通知し、その改善実施の状況をフォローしております。内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は監査を有効かつ効率的に進めるため、随時、情報交換を行っており、効果的かつ効率的な監査に努めております。

(h) 内部通報窓口

当社は、「内部通報規則」を制定し、従業員等から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を、監査等委員会、人事総務部及び顧問弁護士事務所に設置しております。また当社子会社や取引業者等の社外からも同じ相談・通報窓口で相談や通報を受付ける制度運用とすることにより、コンプライアンス統制の実効性が高まるよう努めております。

(i) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の一環として当社の財務報告に係る内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

(j) 顧問弁護士

当社は、社外の弁護士と適宜連絡できる体制をとっており、会社運営における法的な問題に関して必要に応じ助言と指導を受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、監査等委員会設置会社による企業統治を行っております。当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに内部監査室を設置し、また監査等委員である取締役には独立性の高い社外取締役を選任しております。当社では社外役員による経営への牽制機能の強化や上記機関相互の連携により、経営の健全性、効率性及び透明性を確保する考え方にに基づき、現状の企業統治体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避けた株主総会開催日の設定に取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。



議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文での招集通知(要約)の提供を、実施しております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページにて公表しております。 URL: <a href="https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/policy.html">https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/policy.html</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度(第2四半期決算及び期末決算公表後)、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを開設し、決算情報、決算以外の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明資料、決算説明資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知等を掲載しております。 URL: <a href="https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/">https://www.nippon-denkai.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、経営ビジョンの一項目に「わたしたちは、公正かつ正確な情報開示を実践し、ステークホルダーとの建設的な対話に努めます。」と掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、経営ビジョンの一項目に「わたしたちは、環境や資源に配慮した事業活動を通じて、低炭素社会の実現に貢献します。」と掲げるとともに、製品の主原料となる銅材料にすべてリサイクル品を使用、また製造工程で発生する仕損品(廃銅箔)もリサイクル化し、地球環境の保全に配慮した事業活動を実践しております。 また経営ビジョンに「わたしたちは、広く世界に目を向け多様性を尊重し、社会から信頼される企業市民を目指します。」「わたしたちは、地域社会や国際社会の持続的な発展に貢献します。」と掲げるとともに、役員及び社員への啓発活動等を通じて、CSRの実践に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では「適時開示規則」、「適時開示細則」を制定し、法令等にもとづく制度開示とあわせて、タイムリー・ディスクローズを適時的確に実施することとしております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムの基本方針」に定めている内容は、以下の通りです。

当社及び子会社(以下「当社グループ」という)は「人と技術を大切にし、高品質で高機能な製品の提供を通じて社会に貢献するとともに、公正な企業行動を実践し、環境負荷や資源保護に配慮しつつ、良き企業市民として真に豊かな社会の実現を目指すこと」を基本理念に掲げ、組織や諸制度の構築、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制を以下の方針により整備、運用し、業務の適正性を確保していきます。

1. 当社グループの役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び社員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」、「行動規範」を定め、役員及び社員への浸透、定着を図ります。
- (2) 当社グループの社会的責任を認識するとともに、公正で秩序ある企業活動を実践するために、役員及び社員の遵法精神を涵養し、見識を高めることを目的とした教育啓発活動を定期的に実施します。
- (3) 当社グループにおいて役員及び社員が法令違反や社会規範、企業倫理に反する行為を発見した場合に、当該不正を防止・是正するための手段として「内部通報制度」を運用します。また「内部通報制度」を適正に運用するため「内部通報規則」を定め、人事総務部及び監査等委員会に内部通報窓口を設置するほか、社外にも役員、社員並びに取引先等の関係先が通報できる通報窓口を設置します。

- (4) 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等の外部専門機関と連携した体制を整備します。
- (5) 当社は、取締役会における意思決定の客観性を高めるため、取締役のうち複数の者を社外取締役とします。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は「取締役会規則」、「会議体規則」で定めた書類・保存期間にて保存し、必要な期間、適宜閲覧可能となる保存管理体制を整備します。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規則」に定めるとともに、組織的かつ効率的な業務遂行のため、各組織及び役職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限規則」及び「職務分掌規則」を制定し、運用します。
- (2) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また業務執行にかかる意思決定を効率的に行うため、業務執行に関する事項の審議、検討を行う「部長会議」を設置し、原則として毎月2回開催します。
- (3) 当社は、取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足をを行います。
- (4) 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名・報酬に関する手続の透明性及び客観性を確保します。

## 4. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動基準」、「行動規範」等を関係会社にも準用し、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し運用します。
- (2) 当社は、関係会社管理に必要な事項を「関係会社管理規則」に定め、関係会社における重要な経営判断事項については、事前に当社がその内容を把握確認します。また当社の役員及び社員を、必要に応じて関係会社の取締役又は監査役として派遣することを通じて、当社が関係会社の管理監督を行う体制を構築し運用します。
- (3) 当社は、関係会社における事業運営状況、損益状況、財務状況等を適時に把握するために関係会社より報告を求める事項を「関係会社管理規則」に定め、関係会社より情報を収集し分析します。
- (4) 当社グループの業務遂行が法令、定款及び諸規則に則り行われていることの監視や、内部統制の整備運用状況の評価を行うため、当社の内部監査室は、関係会社を対象とした内部監査を定期又は臨時に実施します。

## 5. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの企業活動に付随するリスクに対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経営上のリスクや業務運営上のリスク要因を把握、評価し、必要な予防策を講じます。
- (2) 当社グループは、不測の事態が発生した場合には、その内容や当社グループに与える影響の程度等に応じ、機動的かつ組織的な対応を図ることとします。

## 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項

監査等委員会の運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人を、監査等委員会スタッフとして従事させます。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事については、常勤監査等委員の同意を要することとし、業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会が発する指示の実効性を確保します。

## 7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、当社の重要な会議に出席し、当社グループの経営状態や意思決定プロセスについて把握する機会を確保します。
- (2) 監査等委員会には、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告、内部通報窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等が、適切かつ有効に報告される体制を整備します。
- (3) 監査等委員会に対して、内部監査室より当社グループ各社を対象とした内部監査に関する状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて内部監査室に調査を求める等、緊密な連携を保ちます。
- (4) 「内部通報規則」では、内部通報窓口へ通報した者への報復行為を禁ずる規定を定める等、通報を理由とする不利な取扱いが生じないことを確保します。

## 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の執行部門からの独立性を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。
- (3) 監査等委員会が、職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続を請求したときには、職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担するものとします。

## 9. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

(1) 当社グループは、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、財務会計や財務報告に関連する諸規程を整備するとともに、財務報告に携わる役員及び社員に対し、会計原則や会計基準その他財務報告に関連する法令諸規則への理解を深めることを目的とした教育研修を定期的に行い、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。

(2) 監査等委員会、内部監査室並びに各部門は、連携して、財務報告に係る体制の整備及び運用状況について定期的に評価し、是正、改善の必要が認められる場合には、所要の措置を講じます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンス遵守を実践するため「日本電解行動規範」を定め、その中で反社会的勢力への対応の基本となる事項について、社内規則の反社会的行為の防止に関する規則に定めております。

当社では、新規取引先との取引等を開始しようとする際には、取引契約を締結する前の段階で、企業情報検索サービス及びインターネット検索サイト等を活用し、反社会的勢力との関係有無等について所要の調査を実施し、その調査結果を確認した上で、取引を開始することとしております。また現在取引を行っている既存取引先についても、年に1回定期的な確認を行うこととしております。なお取引先との間で締結する「基本契約書」



には、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除できる旨の条項を盛り込んでおります。  
 当社の役員、社員については、役員は登用時、社員は入社時に新規取引先と同様の確認を行うこととしております。  
 また当社は、茨城県暴力追放推進センターに賛助会員として加入し、暴対講習会への参加等の情報収集活動を行うとともに、社内勉強会の場を  
 設け、役員及び社員への啓発を実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

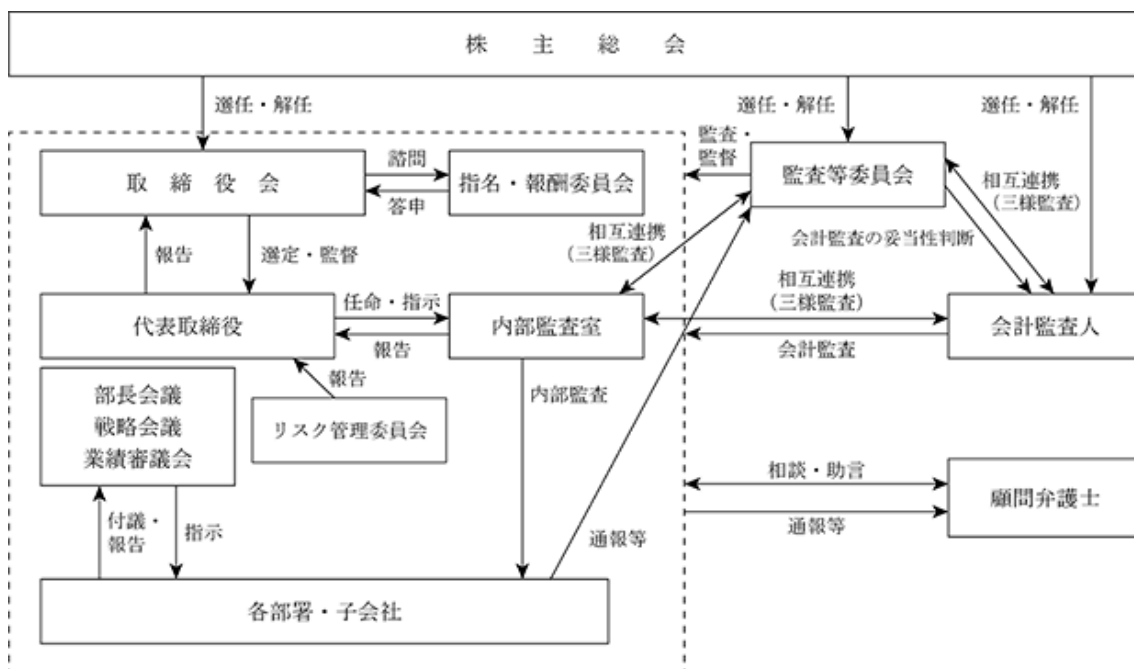
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〔模式図(参考資料)〕



(適時開示体制の概要図)

